

# 青森県 おもいやり 駐車場制度

パーキング・パーミット制度

障がい者など歩行が困難な方、  
移動の際に配慮が必要な方に、  
**青森県が「利用証」を交付する**  
ことで、公共施設や商業施設な  
どに設置されている「**車いす使**  
**用者用駐車区画**」及び「**優先駐**  
**車区画**」の適正利用を推進する  
制度です。



## 車いすを 使用している方

「車いす使用者用駐車  
区画」に駐車してくだ  
さい。

駐車できない場合は  
「優先駐車区画」にも  
駐車できます。



## 移動に 配慮が必要な方

車いす使用者以外の  
方は「優先駐車区画」  
に駐車してください。



※利用証の画像はイメージです。

利用証は駐車するとき、ルームミラーにかけ、外から見えるように掲示してください。